

小平町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小 平 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 小平町全域

(1) 現況

本地域は、大部分は天塩山脈の山岳丘陵地域で、幾数の大小河川に浸食された櫛の刃状地形に発達した農地において稲作経営が行われている。

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域法による指定を受けており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	小平町全域	法第3条第3項第1号、同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、小平町は過疎地域、振興山村地域及び特定農山村地域として指定されていることから、町内全地域を対象とし、次のアの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動

が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(1) 対象農用地

ア. 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

イ. 市町村長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地 8 度以上 15 度未満の全てを対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす緩傾斜農用地はすべて交付金の対象とする。

2. 集落協定の共通事項

特に定めない。

3. 対象者

特に定めない。

4. その他必要な事項

(1) 農業生産条件の強化に必要な自己施行の工種は次のとおりとする。

ア. ほ場整備

畦畔・法面の改修

イ. 水路工

用排水路の改修

ウ. 道路工

農道の砂利敷補修

(2) 土地改良事業等の実施による傾斜勾配の変更

ア. 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、当該年度に交付した単価を令和6年度まで適用する。

イ. 集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、その改善された圃場で農業生産活動を行う年度から、整備された圃場の傾斜勾配の単価を使用する。ただし、その勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。